

地域包括ケアアクションプラン (素案)

令和7年3月

地域包括ケアアクションプラン

様々な課題があるが、即座に答えが出るものではなく、一度答えが出たら完結するとも限らない。

→課題に向き合う前提として、まず整備が必要なものは

- ① 課題収集 包括を中心とした現場の気づきを素早く共有し、政策判断に反映する仕組み。
- ② 連携体制 高齢者施策推進のコアになる所管が、情報共有・目的共有・連携を絶えず行う体制や関係性。
- ③ 検討体制 優先度や議論に加えるべき関係者を素早く判断しながら、課題管理や他部署・庁外連携を継続的に行えるしくみ。

①～③の、課題解決の仕組みづくりに向けたロードマップとして、

⇒ 「地域包括ケアアクションプラン」を策定

1

課題収集

包括を中心とした現場の気づきを素早く共有し、政策判断に反映する仕組み。

1-1 現場と政策のリンク

最重要

問題意識

現場(包括)が感じている課題が政策形成プロセスにつながっていない。
逆に、計画で大事にしているポイントなど、市の重要な考え方をいかに包括に伝えるかも課題。

検討すべきポイント

- ⦿ 地域ケア会議※の仕組み
- ⦿ 地域ケア推進会議※の議題決定の仕組み
- ⦿ 庁内連携会議※の運用と議題決定の仕組み
- ⦿ 包括定例会など、包括と高齢3課の情報共有体制の強化

※ 各会議の概要や計画策定時の課題認識については計画P68～73参照

1-2 データ活用

問題意識

限られた資源で地域の課題を解決していくためには、市が持っている豊富なデータや見える化システムなどを効果的に活用し、

自治体間・圏域間比較や経年比較等による課題発見や課題間の優先順位付け
データにもとづく目標設定や政策効果のシミュレーション

といったEBPMの視点が必要。

一方で、現状では「誰がどのデータを持っているのか」「どうやったらそのデータを活用できるのか(制度面)」「データから何がわかるのか」などが組織で共有された知識になっていない。

検討すべきポイント

- ◇ 知識やスキルを組織として育成・継承する仕組み
- ◇ エビデンスに基づく政策形成プロセスの定着
- ◇ 現場の課題認識(定性的情報)を仮説として、データで検証する仕組み
- ◇ 各種ツールの情報共有や勉強会

課題収集・・・包括を中心とした現場の気づきを素早く共有し、政策判断に反映する仕組み。

1-3 国などの動向への対応

問題意識

日常的に国や都の検討経過などの情報が回っているが、情報量が多く、また理解するために前提知識も必要なため、全職員が原典をフォローし続けるのは現実的ではない。

ある程度分担して最新の情報を収集・要約して共有する仕組みが必要ではないか。

検討すべきポイント

- ◇ 収集すべきニュースソースの一覧化
- ◇ 定期的な咀嚼と内部共有の仕組み(勉強会など)
- ◇ 包括やケアマネ等への情報共有の仕組み
- ◇ 自治体ワーキング、担当課長会等の活用

2

連携・検討体制

高齢者施策推進のコアになる所管が、情報共有・目的共有・連携を絶えず行いながら課題を解決していく仕組みや関係性

2-1 目的意識の共有

最重要

問題意識

本市の高齢者施策や介護保険制度にどんな課題があるのか、どんな未来を目指すのか、そして課題間の優先順位をどう判断すべきか など9期計画で定めた基本理念などの共通認識を持つことが重要。

また、新たな課題への対応要否を判断するにあたって、個人の意向や主観的負担感ではなく組織の目的やミッションから考えていきたい。

検討すべきポイント

- ◇ 9期計画ロジックモデルにもとづく、ビジョンとミッションの浸透
→ 職員一人一人が、自分の仕事が「誰もが安心と希望をもって歳を重ねられる、未来につながるまち」にどうつながるか語れるように
- ◇ 部としての優先事項の明確化と、それに見合った組織・人員整備
- ◇ 目的志向の組織を作るための、管理職・主査の役割再確認
→ 仕事のやり方でなく「意義」を語っているか。全体最適を意識させるメッセージを発しているか。
自身が部分最適を守るだけになっていないか。

2-2 情報共有

重要

問題意識

各課の課題認識や新しい動きについて、情報共有の仕組みがない。

1-3(国などの動向への対応)と連動して、どのような情報をいつ・どうやって共有すべきか整理が必要

検討すべきポイント

- ◇ (1-1再掲) 庁内連携会議の運用と議題決定の仕組み
- ◇ (1-3再掲) 包括やケアマネ等への情報共有の仕組み
- ◇ 管理職打ち合わせの運用
- ◇ 日常的な関係づくり

2-3 課題選定と進捗管理体制

最重要

問題意識

様々な課題について、誰がどのような順番で対処していくかを日々判断して行動につなげる仕組みが必要。

検討すべきポイント

- ∅ (1-1再掲)庁内連携会議の運用と議題決定の仕組み
- ∅ (1-1再掲)地域ケア推進会議の議題決定の仕組み
- ∅ 課題の一覧化と進捗管理の仕組み
→意思決定の仕組みや、各課が責任をもって取り組んでいくための工夫

2-4 部を超えた課題検討の仕組み化

重要

問題意識

高齢者を取り巻く課題には、住宅・生活福祉・障害者福祉・医療など、高齢3課＋福祉政策課だけでは解決できないものが多い。個別のケース対応にあたっての連携はもちろん、分野をまたいだ政策検討がスムーズに進む流れを作る必要がある。

検討すべきポイント

- ∅ (1-1再掲) 庁内連携会議の運用と議題決定の仕組み
- ∅ (2-3再掲) 課題の一覧化と進捗管理の仕組み
- ∅ 個別ケースにおける他所管連携の強化(重層的支援体制整備及び包括の機能強化と関連)
- ∅ 関連所管との継続的な情報・課題共有の仕組み

3

優先課題

他の課題解決の前提になるため、アクションプラン確定前に検討を開始しているもの

3-1 基幹型包括の再構築

最重要

問題意識

- 事例研究や果たすべき役割の再定義を前提に、必要な体制や職員のスキルを明確化。
- 10期計画が始まる令和9年度に向けて段階的に体制を固めていく必要がある。

検討すべきポイント

- ∅ 過去の担当者や包括へのヒアリングによる課題分析
- ∅ 他自治体の事例研究
- ∅ 現在の業務内容及び時間配分の棚卸し
- ∅ あるべき業務内容の検討
- ∅ 職員の構成や業務分担(外部人材登用についても検討)
- ∅ 権限強化の是非

3-2 包括の負担軽減

最重要

問題意識

- 包括の機能強化の前提として負担軽減が必要
- 新たな取り組みや課題検討を実施するにあたって、包括の余裕のなさがボトルネックになっている。

検討すべきポイント

- ◇ (3-1再掲)過去の担当者や包括へのヒアリングによる課題分析
- ◇ (3-1再掲)他自治体の事例研究
- ◇ 包括業務の業務プロセス分析(すぐ着手するが、加えてR8外部委託も検討)
- ◇ 予防プラン件数削減
- ◇ 総合相談委託
- ◇ あるべき業務内容の検討
- ◇ 人員体制を強化する場合の手法検討
- ◇ 他機関や地域資源へつなぐべき業務を整理し、切れ目のない支援体制の検討(国:介護予防ケアマネジメントの諸課題に関する中間報告)
- ◇ 包括業務のDX

優先課題・・・他の課題解決の前提になるため、アクションプラン確定前に検討を開始しているもの

3-3 包括の機能強化

重要

問題意識

- 複合的な課題を抱えたケースが増える中、多機関連携において包括に求められる役割が増えている。
- リエイブルメントや多様な主体による高齢者支援、地域のケアマネへの支援など、包括は様々な専門性が要求される難しい役割を担っている。

検討すべきポイント

- ◇ (3-1再掲)過去の担当者や包括へのヒアリングによる課題分析
- ◇ (3-1再掲)他自治体の事例研究
- ◇ (3-2再掲)あるべき業務内容の検討
- ◇ (3-2再掲)人員体制を強化する場合の手法検討
- ◇ 個別ケースにおける他分野との連携の仕組み(重層的支援体制整備や基幹型包括再構築と関連)
- ◇ 圏域のあり方検討

3-4 高齢者あんしん相談センターへのガバナンス強化

重要

問題意識

- 市として優先的に実施してほしいことを明確に伝えられていない。
- 現在の契約上、3年間の契約期間中に生じた事態への対応が難しい。
- 市の望む方向に努力しないと損 または 努力すると得 という状況になっていない

検討すべきポイント

- ◇ (3-2再掲)あるべき業務内容の検討
- ◇ 成果連動型契約のあり方
- ◇ 競争性のある契約方法
- ◇ 単年度計画の是非
- ◇ (1-3再掲)包括やケアマネ等への情報共有の仕組み

3-5 新ガイドラインを踏まえた、総合事業のさらなる深化

問題意識

- 新たなガイドラインを意識した、相談からサービスまでの流れの再整理
- 訪問型サービスA(生活援助)の多様な主体での実施について
- 地域ケア会議及び協議体から地域課題・ニーズを抽出→対応し得るサービス・活動の検討。

検討すべきポイント

- ◇ 相談からアセスメント、インフォーマルを含むサービス等までの標準的なフロー
- ◇ 「多様な主体」というと、委託か民間団体(サービスBとの違いについて)
本市において、介護サービス事業者等以外の多様な主体による訪問型サービスAの提供が必要か、検討する必要がある。
- ◇ 訪問Aにおける老計10号を超えたサービス内容の必要性の有無や、継続利用者の取り扱い。
- ◇ 地域ケア会議から抽出できる地域課題・ニーズは移動支援(買い物難民等)だけか。同様に協議体からの地域課題・ニーズの抽出も必要。
- ◇ 抽出した地域課題ニーズに対応し得るサービス・活動の体系は、指定・委託(A型)なのか。補助金(B型)なのか。A・Bの組み合わせもあり得る。
- ◇ 移動支援は引き続きB型での対応で供給量は足りるのか。供給量確保と事故リスクの両面をカバーできるような活動・サービス検討したい。

3-6 介護予防ケアマネジメントのあり方と人員体制・報酬

問題意識

- ケアマネジメントBとCが有効に活用されているのか不明
- することができるが、報酬のUPを包括は望んでいるのか不明
- ケアマネジメント費が発生しない支援に係る人件費、人員配置についての検討
- 介護予防ケアマネジメント実施方針の策定

検討すべきポイント

- ◇ 「利用期間を予め当該事業の実施要綱等で定めている場合は、必ずしも介護予防ケアマネジメント計画を作成する必要はない」と老認発0805第3号(R6.8.5)で通知された。はちプロや食楽の事業は3か月の実施であり、この期間を実施要綱等で定めているのであれば、ケアマネジメントBのフローを簡略化できる余地がある。=包括の仕事削減
- ◇ 老認発0805第3号(R6.8.5)の通知では、(ア)目標指向型のマネジメントに係る評価 (イ)アウトリーチ等加算 (ウ)リハビリテーション専門職連携等加算 が例示されている。これらの加算をつければ、包括の報酬は上がるが、それは望まれることなのか、情報収集が必要。
- ◇ C型サービスの入口・出口に係る支援をどのように推進・評価するか。介護予防・フレイル予防に資する個別支援に特化した人員の必要性の検討。
- ◇ 八王子市が目指す介護予防ケアマネジメント≒介護予防ケアマネジメント実施の目的・目標を明確化する。その上で、目的・目標達成に資する介護予防ケアマネジメントのプロセスについて、老認発0805第3号(R6.8.5)を踏まえて構築する。

3-7 重層的支援体制整備のあり方

問題意識

- 重層は社会福祉法で自治体の責務としている「包括的な支援体制の構築」を実施する手段であり、実施が目的ではない。(そのため任意実施)
- 既存窓口や活動の幅(支援範囲)を広げ、多機関連携しやすい体制づくりを進めることが本質のため、はちまるサポートのような新たな窓口を設けることを国は想定していない。
- 国財源は、多機関連携(支援者支援の仕組み)に要する交付金のみで、はちまるの運営はほぼ一財で負担している。(財源の確保が困難)
→ 交付金が全国的に意図する活用がされていないため、令和7年度より国交付金が減となる予定(財務省の査定により)
- 本来の制度に準じた形態にするには、各支援機関や担当所管がその認識をもち、それぞれ主体という意識で活動を広げる必要がある。

検討すべきポイント

- ◇ 包括とはちまるの業務整理(重複事業や人員の整理)
- ◇ 担当所管及び支援機関の意識あわせと、更なる有機的な連携体制(仕組み)の構築
- ◇ コミュニティ・ソーシャルワーカーの役割整理
- ◇ 各相談機関が孤立化しない支援者支援の仕組み強化

4

ロードマップ

各項目にかかる検討スケジュールとアウトプット目標(詳細は別紙)

No.	★	項目	検討スケジュール
1 - 1	★	現場と政策のリンク	<p>R 7 4月 庁内連携会議の運用と議題決定の仕組みを検討</p> <p>5月 ◆地域ケア推進会議で方向性(P25)を提示 地域ケア推進会議の意見及び他市事例、関係者ヒアリングをもとに検討を継続(8月までに仕組み化)</p> <p>~11月 地域ケア会議・地域ケア推進会議のマニュアル作成 包括定例会など、包括と高齢3課の情報共有体制 ◆11月の地域ケア推進会議で案を提示</p> <p>R 8 2月 ◆庁内連携会議をベースに、10期計画策定に向けたプロジェクトチームを始動</p>
1 - 2		データ活用	<p>R 7 4月 EBPMプラットフォーム構築に向けた7年度事業スタート ◆8月ごろまでに、広域連携基盤としての活用を東京都に提案 ◆10月ごろまでに、令和8年度のプラットフォーム関連予算や成果連動型委託にかかる予算を要求</p> <p>9月 庁内連携会議をベースに、EBPM推進に向けたプロジェクトを始動 ◆既存事業の棚卸しとロジック整理を行い、令和9年度予算や10期計画での事業改善反映を目指す</p>
1 - 3		国などの動向への対応	<p>R 8 2月 ◆10期計画策定に向けたプロジェクトチーム始動までに情報収集・共有の枠組みを確立</p>

→ 各テーマに関する検討成果は、原則的に令和8年度末からの10期計画PTに引き継ぎ、計画に反映

No.	★	項目	検討スケジュール
2 - 1	★	目的意識の共有	<p>R 7 4月 部内での意識共有に向けた検討 並行して組織のあり方も検討 5月～◆部内でのビジョン共有研修を実施(転入者向けだけでなく、主査向けも検討) ◆基幹型包括の再構築に向けた検討と連動し、あるべき福祉部の姿についても検討・提案 ◆職員アンケートによる現状把握</p> <p>R 8 1月 ◆部内の意識向上に向けた内部アクションプランを作成(ロジックモデルと指標・目標設定)</p>
2 - 2	☆	情報共有	<p>R 7 4月 (1-1再掲)庁内連携会議の運用と議題決定の仕組みを決定 → ◆5月の推進会議で方向性を提示</p>
2 - 3	★	課題選定と進捗管理	<p>R 7 4月 (1-1再掲)庁内連携会議の運用と議題決定の仕組みを決定 これと合わせて最優先課題を設定し検討開始(当日配布資料参照)</p> <p>8月 ◆地域ケア推進会議で、選定した課題に関する議論を実施 以降、課題選定と進捗管理を実施しながら、手法の検証を並行して実施</p>
2 - 4	☆	部を超えた課題検討の仕組み化	<p>R 7 4月 部をまたぐ課題のうち、最優先のものをピックアップし、先行して検討開始 その他の課題の検討・進捗管理体制について仕組み化</p> <p>8月 ◆地域ケア推進会議で、部をまたぐ課題検討の仕組みについて報告 以降、課題選定と進捗管理を実施しながら、手法の検証を並行して実施</p>

No.	★	項目	検討スケジュール
3 - 1	★	基幹型包括の再構築	<p>R 7 4月 庁内連携での情報収集(現行業務の整理、他自治体の事例収集、関係者ヒアリング)と検討 5月～◆2-1(目的意識の共有)の検討と連動し、あるべき福祉部の姿についても検討・提案 10月 ◆令和8年度予算要求</p> <p>R 8 4月 新・基幹型包括の始動 並行してさらなる機能強化に向けた検討・連携を継続 → R9予算や10期計画に反映</p>
3 - 2	★	包括の負担軽減	<p>R 7 4月 庁内連携での情報収集(現行業務の整理、他自治体の事例収集、関係者ヒアリング)と検討 検討には運営部会や定例会、職員アンケートも随時活用しつつ、マンパワーで可能な軽減策は即時実施 10月 ◆予算を要する負担軽減策や本格的なBPRに関する予算要求 11月 ◆負担軽減に向けた検討成果を高齢者福祉専門分科会に提示</p>
3 - 3	☆	包括の機能強化	<p>R 7 4月 (3-2再掲)庁内連携での情報収集(現行業務の整理、他自治体の事例収集、関係者ヒアリング)と検討 10月 負担軽減策の検討成果を引き継ぎつつ、機能強化に向けた検討を本格化</p> <p>R 8 1月 ◆機能強化に関する検討成果を高齢者福祉専門分科会に提示 以後、可能な対策から着手・予算化をすすめつつ、計画PTに合流</p>
3 - 4	☆	包括のガバナンス強化	<p>R 7 4月 (3-2再掲)庁内連携での情報収集(現行業務の整理、他自治体の事例収集、関係者ヒアリング)と検討</p> <p>R 8 1月 ◆ガバナンス強化に関する検討成果を高齢者福祉専門分科会に提示 2月 計画PTでの重要論点として10期の委託手法や成果連動のあり方を検討</p> <p>R 8 10月 ◆令和9年度予算への検討成果反映</p> <p>R 9 1月 ◆次期包括委託契約(プロポーザルも視野)</p>

No.	★	項目	検討スケジュール
3 - 5		新ガイドラインを踏まえた、総合事業のさらなる深化	<p>R 7 4月 具体的な課題と優先順位を整理し、検討PTを立ち上げ</p> <p>8月 ◆(間に合えば)高齢者福祉専門分科会で対応方針を報告 以後、包括との意見交換なども行いながら検討継続</p> <p>10月 ◆(必要なら)令和8年度予算要求</p> <p>R 8 1月 ◆標準フロー案について高齢者福祉専門分科会で報告</p>
3 - 6		介護予防ケアマネジメント	<p>R 7 4月 具体的な課題と優先順位を整理し、3-5と合わせて検討PTを立ち上げ</p> <p>8月 ◆(間に合えば)高齢者福祉専門分科会で対応方針を報告 以後、包括との意見交換なども行いながら検討継続</p> <p>10月 ◆(間に合えば)令和8年度予算要求</p> <p>R 8 1月 ◆高齢者福祉専門分科会で対応方針を報告</p> <p>10月 ◆令和9年度予算要求</p>
3 - 7		重層的支援体制整備のあり方	<p>R 7 4月 問題意識について内部で共有し、定期的な検討を本格化</p> <p>◆年度内に、地域福祉or高齢者福祉専門分科会で問題意識とここまでの整理について報告</p> <p>R 8 4月 10期計画検討と合わせて、必要に応じて地域福祉計画の中間見直しも検討</p> <p>10月 ◆令和9年度予算要求</p>

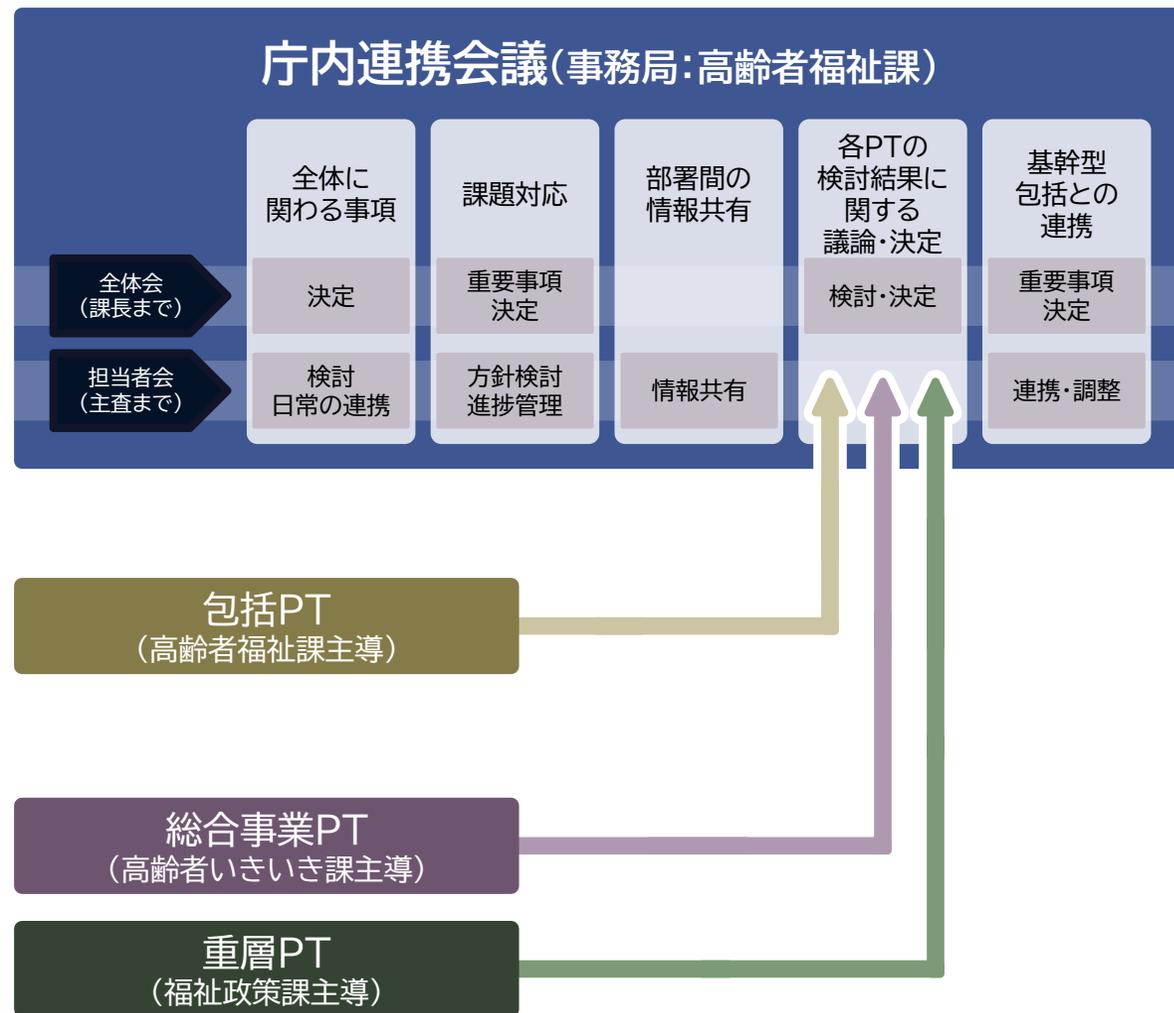
5

庁内の検討体制

決定機能をもつ連携会議と、機動性のあるプロジェクトチームによる体制を始動

体制イメージ

No.	項目
1 - 1	現場と政策のリンク
1 - 2	データ活用
1 - 3	国などの動向への対応
2 - 1	目的意識の共有
2 - 2	情報共有
2 - 3	課題選定と進捗管理
2 - 4	部を超えた課題検討の仕組み化
3 - 1	基幹型包括の再構築
3 - 2	包括の負担軽減
3 - 3	包括の機能強化
3 - 4	包括のガバナンス強化
3 - 5	新ガイドラインを踏まえた、総合事業のさらなる深化
3 - 6	介護予防ケアマネジメント
3 - 7	重層的支援体制整備のあり方



今年度の検討状況

日時	会議体	内容
4/17(木)	庁内連携会議 担当者会	<ul style="list-style-type: none">• これまでの経緯の共有• 当面の検討体制について
4/21(月)	地域ケア推進会議に向けた部内打ち合わせ	<ul style="list-style-type: none">• 地域包括ケアアクションプラン(素案)について• 8月以降の地域ケア推進会議の進め方